

認定事例

(災害補償課)

消防ポンプ車の助手席からの転落事故により負傷して、傷病の治ゆ後約 10 年を経過して発症した頸髄症 (非該当)

1 災害を受けた者

A 県 B 市消防団員 (団員、51 歳)

2 職 業

土木請負業

3 災害発生日

平成 13 年 8 月 22 日

4 傷病名

(1) 初発傷病 頸髄損傷、頸椎椎間板ヘルニア

(2) 後発傷病 頸髄症

5 災害発生状況

被災団員は、被災当日、消防操法訓練においてポンプ自動車の助手席側から下車しようとしたが、バランスを崩して後頭部から地面に転落して負傷した。

6 療養経過等

平成 13 年 8 月 22 日の受傷後、同年 11 月 29 日まで入院加療し、その間、頸椎牽引、頸椎前方固定術及び骨移植を施行した。退院後は、月 1 ～ 2 回程度の通院加療を経て平成 14 年 5 月 16 日に治ゆした。

7 後発に至った経緯

平成 24 年 2 月頃より四肢に“しびれ”がみられるようになり、その後症状が一段と進行し、同年 11 月 26 日に医師の診察を受けたところ“頸髄症”と診断された。

【説 明】

公務上の傷病については、一定の期間をもって治ゆ（症状固定）することになるが、いったん治ゆの状態に至った公務傷病がその後自然経過の中で再び発症する場合がある。これが公務以外の原因によるものでないと認められ、公務傷病が増進すると現在の症状が現れるという関係（相当因果関係）が医学的に認められるときには、これを認定実務上、公務傷病の“再発”として取り扱われ、現症状については療養補償の対象となるものである。

本件の場合、被災団員は、初発傷病の治ゆ後約 10 年を経過して四肢の“しびれ”の症状を訴えているが、医学的知見によれば、レントゲン写真及び MRI 所見上、初発傷病の部位（第 3 ～ 第 5 椎間）は良好な状態で固定されている。一方、被災団員は先天的にせき柱間が狭く、椎間の変化を起こしやすい素因を有しており、頸椎には加齢を主要因とする退行性変化が認められることから、本件症状は、これにより自然発症したものとして当該症状と初発傷病との間の相当因果関係が否定された。

以上のことから、本件は、初発傷病と相当因果関係をもって発症した傷病とは認められないことから、“再発”には該当しないと判断したものである。